北九州市水道料金等徴収業務委託プロポーザル方式審査委員会 設 置 要 綱

(設置)

第1条 北九州市水道料金等徴収業務委託契約について、プロポーザル参加事業者(以下「参加事業者」という。)からの提案内容を評価し受託候補事業者を選定するため、北九州市水道料金等徴収業務委託プロポーザル方式審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、経過及び審査結果を上下水道局長に 報告する。
 - (1) プロポーザル方式によることの可否
 - (2) 参加資格の要件等に関すること
 - (3) 評価項目、評価基準及び配点、ヒアリングの有無、採点が同点の場合の取扱い並びに最低基準点設定の有無等受託候補者の特定に必要とする事項の設定
 - (4) 提案の評価及び順位
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、受託候補事業者の選定に関し必要な事項

(組 織)

- 第3条 委員会は、委員4人以内を持って組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、上下水道局長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
- (2) その他上下水道局長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める受託候補事業者が選定される日までとする。ただし、委員と参加事業者に利害関係がある場合又は判明した場合は、その委員をその後の手続きから除斥する。

(委員長及び委員長代理)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者が委員長代理としてその職務を代理する。

(委員会の議決)

第6条 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員の責務)

第7条 委員は、検討の過程において知り得た秘密を公表してはならない。その職 を退いた後も同様とする。

(会議内容の公開)

第8条 委員会の会議内容については、参加事業者からの経営上の機密事項を含む提案内容等を評価するという性格上、法人その他の団体に関する情報を公にすることで競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため不開示とする。ただし、受託候補事業者の選定結果の公表において、選定手続きの公平性・透明性を確保するため、委員会構成員の役職・氏名、委員会の講評(選定理由等)、各参加事業者の得点等については、開示するものとする。

(庶 務)

第9条 委員会の庶務は、上下水道局総務経営部営業課において処理する。

(報告書の作成)

第10条 委員会での評価結果については、庶務が選定報告書を作成する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、 別途定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 29 日から施行する。